

事 務 連 絡
令和4年9月29日

中部管内鉱山 鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部
鉱山保安課

車両による危険物運搬時の必要な措置について（お願い）

平素は、経済産業省の鉱山保安行政にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり警察庁生活安全局保安課長から経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官あてに「危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）」が通知されました。

貴鉱山におかれましては、同通知の趣旨をご理解いただきますとともに、鉱山内における車両による危険物運搬時の人に対する危害防止のため必要な措置を講じ、適切な運搬をお願いします。

今後とも鉱山保安行政にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

Tel:052-951-2561 Fax:052-961-8578

Mail: chubu-kouzanhoan@meti.go.jp